

大豆等の品位規格の改正について（案）

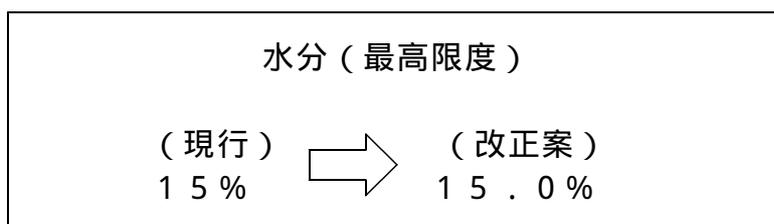
1 趣 旨

今般、農産物検査規格検討会において、そばの「水分」の最高限度を「15%」から「15.0%」に引上げることとしているが、今回の改正は、そばの水分の最高限度を引上げるとともに、規格規程に定めている水分値を整数値から検査上取扱っている小数点以下第1位の数値に改正することとしている。

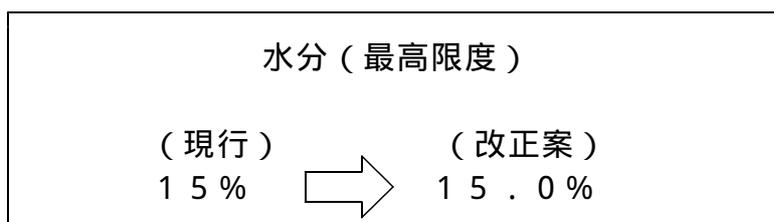
については、規格規程の水分値が整数値となっている「大豆、小豆、いんげん」についても、そばの品位規格と同様に、検査の運用実態にあわせて、水分値を整数値から小数点以下第1位の数値とする改正を行う。

2 改正案の概要

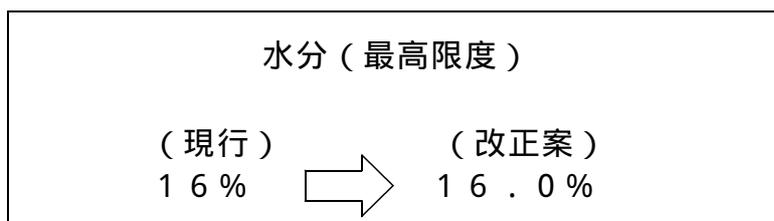
大 豆（普通大豆、特定加工用大豆及び種子大豆）



小 豆（一般小豆及び種子小豆）



いんげん（普通いんげん及び種子いんげん）



(参考)

1 「国内産農産物の鑑定方法の運用について」
(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)(抜粋)

豆類及びそば

b 分析方法

豆類の分析等試料及びそばの分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

なお、水分は規格規程に定める最高限度の数値を小数点第1位の数値であると解し行う。(例：規格規程に定める水分の最高限度が15%の場合は、15.0%と解する。)

2 豆類の農産物検査規格
普通大豆(現行)

等級	項目	最低限度		最高限度			
		粒度(%)	形質	水分(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物		
					計(%)	著しい被害粒等(%)	異種穀粒(%)
1等	70	1等標準品	15	15	1	0	0
2等	70	2等標準品	15	20	2	1	0
3等	70	3等標準品	15	30	4	2	0

規格外 - 1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの

一般小豆(現行)

等級	項目	最低限度		最高限度		
		整粒(%)	形質	水分(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	
					計(%)	異種穀粒(%)
1等	90	1等標準品	15	10	0	0
2等	85	2等標準品	15	15	0	0
3等	65	3等標準品	15	35	1	0

規格外 1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない小豆であって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの

普通いんげん(現行)

等級	項目	最低限度		最高限度		
		整粒(%)	形質	水分(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	
					計(%)	異種穀粒(%)
1等	90	1等標準品	16	10	0	0
2等	80	2等標準品	16	20	0	0
3等	65	3等標準品	16	35	1	0

規格外 1等から3等までのそれぞれの品位に適合しないいんげんであって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの